

パブリックコメントの結果公表

様式2

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「藤枝市空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画」(案)
<p>「藤枝市空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。</p>	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	5人
(2) 提出された意見の数	10件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	2件
(2) 既に盛り込み済みの意見	6件
(3) 今後の参考とする意見	1件
(4) 反映できない意見	0件
(5) その他(質問含む)	1件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	空き家で最も困るのは所有者(相続人等含む)と連絡が取れないことです。民間だけでは限界があるため、市が所有者へ働きかけ、民間事業者へとつないで解決の糸口を作って欲しいです。	所有者等と連絡が取れない課題は、本市としても重要な論点と認識しております。相続未了や不在地主等、事情が複雑な案件もあることから、所有者等への適切な働きかけや助言につながる体制整備を進めてまいります。なお、個人情報の取扱いには制約があるため、所有者情報を民間事業者へ直接提供することは困難ですが、市から所有者等へ連絡し、同意が得られた場合に空き家ゼロにサポーター等の民間事業者の相談先を案内するなど、官民連携が進みやすい仕組みづくりに努めてまいります。	既に盛り込み済みの意見
2	樹木の越境で所有者と連絡が取れず対応に苦慮した事例があります。法改正により対応可能でもトラブル防止のため行政の関与があるとありがたいです。市民が通報しやすく、実態把握が進む仕組みが望ましいです。	空き家の樹木の越境に対しては、状況確認を行ったうえで、所有者等へ適正管理の行政指導や、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく管理不全空家等への認定など、状況に応じた対応を行っております。また、市民の方からの情報提供を受けやすいよう、スマートフォンから空き家情報を提供できるシステムを構築するなど、連絡方法や案内の分かりやすさの向上に努めております。	既に盛り込み済みの意見

3	<p>民間主催の空き家相談会は集客が難しいため、市主催での定期的な相談会(小規模でも可)や予約制相談の実施、ホームページで目立つ周知をして欲しいです。</p>	<p>相談窓口の機能強化は重要と考えております。「空き家ゼロにイベント」など既存のセミナー・相談会に加えて、空き家ゼロにサポーター、空家等管理活用支援法人などと連携した相談会を定期的を開催することにより、相談しやすい体制づくりを進めるとともに、ホームページ等での周知に努めてまいります。</p>	<p>既に盛り込み済みの意見</p>
4	<p>福祉部門との連携強化や補助制度等の充実を進め、空き家所有者が抱える不安を軽減できるよう、実情に即した対策の検討・実施を求めます。</p>	<p>空き家の背景には、高齢者世帯の生活課題や相続・家族関係等、住まい以外の要素が関わる場合があることから、庁内連携は重要であると認識しております。福祉部門等と連携し、必要な支援につながるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、補助制度等については、施策効果やニーズ、財源、他制度との整合性等を踏まえ、より効果的な支援となるよう検討してまいります。</p>	<p>既に盛り込み済みの意見</p>
5	<p>私の実家は現在空き家となっています。市の斡旋で移住者を紹介してもらい一時期居住してくれる人もいましたが、退去後は空き家のままとなっています。土砂災害特別警戒区域に指定された家なので市からの改築補助金がでず、解体を検討しても莫大な解体費用が発生するため所有者にとって大きな負担となっています。空き家対策を進めるうえでも制度の復活を求めます。</p>	<p>本市では、子育て世帯や若者夫婦が住宅を取得した場合には、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の住宅については、耐震補強工事が完了しているなどの要件がありますが、その取得や改修にかかる費用の一部を助成する「子育てファミリー移住定住促進事業費補助金」、「仲よし夫婦移住定住促進事業費補助金」という制度があります。</p> <p>また、解体に要する費用の一部を助成する制度として、旧耐震基準で建築された木造の空き家に対する「空き家解体・除却事業費補助金」があります。</p>	<p>その他（質問含む）</p>
6	<p>P29 自治会等地域住民等の連携について もっと身近に感じていただき、気軽に相談してもらうため、自治会単位で、公民館等にて、一人暮らしの方や高齢者を対象に空き家、相続等などについての相談会を実施してはどうか。</p>	<p>自治会単位での相談会の開催は、空き家対策を進めるうえで有効な方策であると考えます。昭和40年代後半から昭和50年代にかけて造成された住宅団地が含まれる町内会を対象として、空家等管理活用支援法人等と連携した住宅の承継等に関する相談会の開催を予定しております。</p> <p>P29 主な取組「オ」に相談会の開催を追記し、その他関連する個所の追記にしました。</p>	<p>反映した意見</p>

7	<p>P30 空き家等対策協議会について 空き家等対策協議会のメンバーに空家等管理活用支援法人を加えて欲しい。</p>	<p>空家等管理活用支援法人は、空家等対策の推進に関する特別措置法第23条に基づき市が指定する法人であり、空き家の管理・活用に関する専門的な知見や実務経験を有することから、協議会における議論の充実や施策の実効性向上に寄与するものと考えます。 空家等対策協議会委員に空家等管理活用支援法人を加えることの検討を進めます。 P30 ②空き家等対策協議会に「今後、空家等管理活用支援法人からの委員選出について検討を行います。」を追記しました。</p>	<p>反映した意見</p>
8	<p>現在の空き家対策は既存住宅の利活用が中心だが、老朽化が進んだ空き家は若者世代や子育て世帯にとって購入のハードルが高く、利活用が進みにくい。老朽化した空き家を解体し、更地として新築住宅を建てたい人に土地として流通させる仕組みを、空き家対策の一つとして明確に位置付けてほしい。</p>	<p>本市としても、空き家対策は「既存住宅の活用」に限らず、老朽化の程度や立地条件、所有者の意向等にに応じて、解体・除却を含めた多様な選択肢を示すことが重要であると認識しております。 現在、本市では「空き家解体・除却事業費補助金」や、若者世代・子育て世帯向けの「子育てファミリー移住定住促進事業費補助金」「仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金」により、空き家の解消と定住・移住促進を同時に進めております。</p>	<p>既に盛り込み済みの意見</p>
9	<p>更地での購入は若者世代や移住・定住検討者にとって魅力的であり、定住促進や人口減少対策にもつながる。具体的には、①空き家解体に関する相談や支援の充実、②更地化した土地を空き家バンク等で紹介する仕組み、③新築住宅を前提とした若者世代・移住希望者とのマッチング、を組み合わせることで、空き家解消と若者定住、移住促進を同時に進めることが可能ではないか。</p>	<p>現時点においては、更地化した土地など、不動産市場において流通しやすい物件については、民間不動産事業者が有する情報網や販売力を活用することが、より迅速かつ効果的なマッチングにつながると考えております。 本市としては、所有者が解体後の土地を円滑に売却・活用できるよう、民間事業者への橋渡しや相談対応の充実に努めてまいります。 今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
10	<p>空き家を単に管理・活用する対象としてだけでなく、「次の世代を呼び込むための土地資源」として活用する視点を、今後の空き家対策に取り入れてほしい。</p>	<p>空き家を「管理・活用の対象」としてだけでなく、「若者世代や移住希望者を呼び込むための土地資源」として捉える視点は、人口減少対策や地域活性化の観点からも重要であり、今後の施策推進において意識すべき考え方であると認識しております。 本市としては、空き家の発生予防、適正管理、利活用、除却までを一体的に進めるとともに、定住促進・移住促進施策との連携を図りながら、実効性のある取組を推進してまいります。</p>	<p>既に盛り込み済みの意見</p>

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	「藤枝市空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画」（案）
意見公表場所	市ホームページ・市役所行政情報コーナー・住まい戦略課・岡部支所・文化センター・各地区交流センター
担 当 課	藤枝市都市建設部住まい戦略課空き家対策係 電話 : 054-631-5750 電子メール : sumai@city.fujieda.lg.jp